

○総務省告示第四百一号

平成二十三年総務省告示第四百号（施設整備事業を推進するための基本的な指針）第五項の規定に基づき、電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第四条に規定する実施計画の認定及び同法第五条に規定する実施計画の変更等に係る手続その他必要な事項を次のように定め、平成二十三年八月三十一日から適用する。

平成二十三年八月三十日

総務大臣 片山 善博

1 高度通信施設整備事業

一 実施計画の認定の申請

イ 電気通信基盤充実臨時措置法（以下「法」という。）第四条第一項に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）の認定を受けようとする者は、様式第一号の申請書に、次に掲げる書類（5）に掲げる書類については、法第二条第一項第四号に掲げる電気通信設備を整備する場合に限る。）を添えて提出するものとする。なお、複数の者が共同で高度通信施設整備事業を行うために一の実施計画の認定を受けようとする場合には、一の申請書に次に掲げる書類を添えてそれぞれの者が整備する施設毎に提出するものとする。

(1) 様式第二号の実施計画書

- (2) 様式第三号の設備仕様書
 - (3) 様式第四号のネットワーク構成図
 - (4) 様式第五号の高度通信施設整備事業の実施スケジュール
 - (5) 教育又は医療に関する業務に使用されるものであることが確認できる書類（ロ(1)に掲げる施設を管理する者との契約書の写し又はこれに準ずる書類）
- ロ 法第二条第一項第四号に掲げる電気通信設備及び同項第一号に掲げる電気通信設備（法第三条第一項の規定に基づく施設整備事業を推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）２一イ(1)に規定する加入者系光ファイバケーブル（以下「加入者系光ファイバケーブル」という。）、ファイアウォール装置、ルーター又はスイッチに限る。）の整備に係る実施計画については、法第四条第三項に規定する認定をするに当たり、当該実施計画により整備される当該電気通信設備が次に掲げる要件（加入者系光ファイバケーブルにあつては、(2)に掲げる要件に限る。）の全てを満たすものでなければならない。
- (1) 当該電気通信設備が次に掲げるいずれかの施設に設置されるものであること。
 - (i) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校
 - (ii) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院
 - (iii) 電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項第四号に規定する施設を定める省令（平成二

十三年総務省令第二百二十四号。以下「施設省令」という。）各号に掲げる施設

(2) 当該電気通信設備が大量のデータや動画像等の情報を瞬時に送信又は伝送するサービスであつて次に掲げるいずれかのサービスに用いられるものであること。

(i) (1)(i)及び(iii)（施設省令第四号を除く。）に掲げる施設で行われる教育に関する業務の利便性を効果的に高めるサービスのうち、学校教育又は社会教育において隔地者に対して行われる視聴覚教育であつて、共同授業又は学習支援を行うために提供されるもの

(ii) (1)(ii)及び(iii)（施設省令第四号に限る。）に掲げる施設で行われる医療に関する業務の利便性を効果的に高めるサービスのうち、医療に係る動画像等の情報を隔地者に対して送信するものであつて、診療支援、健康管理又は保健指導を行うために提供されるもの

(3) 当該電気通信設備が加入者系光ファイバケーブルを設置する計画と同一の計画に基づき設置されるものであること。

二 認定書の交付

総務大臣は、法第四条第三項に規定する認定をしたときは、その申請をした者に認定書を交付するものとする。

三 実施計画の変更に係る認定の申請

イ 法第五条第一項に規定する実施計画の変更に係る認定を受けようとする者は、様式第六号の

申請書に第一号イの(1)から(5)までに掲げる書類を添えて提出するものとする。ただし、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

ロ 法第二条第一項第四号に掲げる電気通信設備の整備に係る実施計画の変更については、法第五条第二項において準用する法第四条第三項に規定する認定をするに当たり、第一号ロの規定を準用する。

四 変更認定書の交付

総務大臣は、法第五条第二項において準用する法第四条第三項に規定する認定をしたときは、その申請をした者に変更認定書を交付するものとする。

五 認定書及び変更認定書の返納

第二号及び第四号の規定に基づき認定書及び変更認定書の交付を受けた者は、法第五条第三項の規定により認定計画の取消しを受けたときは、当該認定書及び当該変更認定書を総務大臣に返納しなければならない。

六 認定申請書及び変更認定申請書の記載要領

(1) 様式第二号

(i) (1)の「登録又は届出の番号及び年月日」については、電気通信事業者が高度通信施設整

備事業を実施する場合のみ記載すること。この場合において、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づき登録を受けた電気通信事業者にあつては登録の番号及び年月日を、同法第十六条第一項の規定に基づき届出を行った電気通信事業者にあつては届出の年月日を記載すること。

(ii) (1)の「提供しようとする役務」の欄については、「高速デジタル伝送サービス」等、基本指針2-1ロ(1)から(4)までに規定する役務に該当するもの及びその具体名を記載すること。

(iii) (1)の「サーバー用の電子計算機」の欄については、「公共アプリケーション」「教育分野」「」又は「公共アプリケーション」「医療分野」と記載すること。

(iv) (2)①については、整備施設（光ファイバケーブル、同期デジタル伝送装置、ファイアウォール装置、ルーター又はスイッチ、サーバー用の電子計算機、サーバー用のオペレーティングシステム及び建物を除く。）を詳細に記載すること。

(v) (2)①の「施設名」については、整備する施設の種類を記載すること。

(vi) (2)②については、整備施設（光ファイバケーブルに限る。）を詳細に記載すること。

(vii) (2)③については、整備施設（同期デジタル伝送装置に限る。）を詳細に記載すること。

(viii) (2)④については、整備施設（ファイアウォール装置、ルーター又はスイッチ、サーバー用の電子計算機及びサーバー用のオペレーティングシステムに限る。）を詳細に記載する

こと。

(ix) (2)④の「施設名」については、整備する施設の種類を記載すること。

(x) (2)④の「配線盤の設置場所」については、通信回線として用いる光ファイバケーブル（端末系）に係る配線盤の設置場所を記載すること。ただし、配線盤と光端末回線装置との間において一の芯線を二以上の者が共用する区間がある場合は、最終配線盤の設置場所を記載すること。

(xi) (2)④の「公共アプリケーションサービスの詳細」については、サーバー用の電子計算機を整備する場合のみ記載すること。

(xii) (2)⑤については、整備施設（建物に限る。）を詳細に記載すること。

(xiii) (3)の「外部資金」の欄については、外部資金の種別「社債」、「増資」等を記載すること。

(xiv) (4)の「伝送媒体」の欄については、「光ファイバ」、「電波」等の別を記載すること。
なお、電波の場合は使用周波数を併せて記載すること。

(xv) (5)①の「高度通信施設整備事業が行われる地域に関する事項」の欄については、高度通信施設の可及的速やかな全国的整備と地理的なデジタル・デバイドの是正に向け、整備が特定の地域に偏らないように配慮し、需要動向等の地域の実情を勘案しつつ、高度通信

施設を整備する地域の拡大等を図る観点から、事業が行われる地域に関する考え方を記載すること。

(xvi) (5)②アの「電気通信サービスの提供に当たつての配慮」の欄については、家庭、中小企業、心身障害者等への配慮を含め、広く利用者の利益の向上等を図る観点から記載すること。

(xvii) (5)②イの「国際標準への配慮等」の欄については、国際的な標準方式、国際電気通信連合等の国際機関における検討状況等に配慮することにより、電気通信事業者間の相互接続性の確保等を図る観点から記載すること。

(xviii) (5)②ウの「国際環境との調和の確保への配慮」の欄については、外国企業の生産した製品、開発した技術について、優れたものを積極的に採り入れ、国際経済の発展に貢献する等の観点から記載すること。

(xix) (5)②エの「地域の振興又は整備に関する計画との調和」の欄については、地方公共団体が行う地域の情報化に係る取組等各種の地域の振興又は整備に関する計画との調和等に向けた考え方を記載すること。

(xx) (5)②エの「高度通信施設の活用を促進するための具体的な取組」の欄については、地方公共団体が高度通信施設整備事業を実施する場合のみ、当該事業により整備される高度

通信施設について公共分野における利活用の計画等を記載すること。

(xxi) (5)②エの「分野」の欄については、高度通信施設の利活用を行う場合は該当する分野を丸で囲むこと。その他の場合は分野を記載すること。

(xxii) (5)②エの「内容」の欄については、高度通信施設の利活用を促進するための具体的な取組について、対象地域、事業規模（対象人数等）を含めその内容を具体的に記載すること。

(xxiii) (5)②オの「その他」の欄については、道路に高度通信施設整備事業に係る施設の敷設を計画する場合における道路管理者との協議、道路占用の可能性に対する配慮等についての考え方を記載すること。

(2) 様式第三号

整備施設について、その仕様を詳細に記載すること。なお、設備のパンフレット等設備の諸元を詳細に示す書類をもってこれに代えることができる。

(3) 様式第四号

(i) 各整備施設の設置状況がわかるように記載すること。

(ii) 光ファイバケーブルについては、配線盤及び最終配線盤の設置場所がわかるように記載すること。

(iii) 各整備施設がネットワークにより接続されていることがわかるように記載すること。

(iv) 他の電気通信事業者との相互接続点、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けてネットワークを構成する区間、地方公共団体が設置する設備に対し、電気通信事業者

が電気通信役務を提供するための長期かつ安定的な使用権を設定することによりネットワークを構成する区間等がある場合は、その構成の概要をわかりやすく記載するとともに、当該他の電気通信事業者及び当該地方公共団体の名称を記載すること。

(v) 一葉の用紙に記載できない場合には、全体の構成が把握できるよう、ネットワークの階層、地域その他適宜の区分に用紙を分けて記載すること。

(vi) ネットワークの名称その他の参考となる事項を記載すること。

(4) 様式第五号

複数年度にわたる場合は年度ごとに用紙を分けて記載すること。

(5) 様式第六号

「省略した書類」については、省略した書類の項目番号を記載すること。

七 法第五条第三項に規定する認定計画（以下「認定計画」という。）に係る高度通信施設整備事業を実施する者は、当該認定計画に記載された電気通信設備のうち基本指針2イ(4)に規定するサーバー用の電子計算機及びこれと同時に設置する光ファイバケーブル等（同(1)(xiv)に掲げるファイアウォール装置、同(1)(xv)に掲げるルーター又はスイッチ、同(4)に規定する加入者系光ファイバ

ケーブル及びサーバー用のオペレーティングシステムをいう。)を取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)した場合には、当該電気通信設備が当該認定計画に従って取得等したものであつて第一号ロ(1)から(3)までに掲げる要件(加入者系ファイバケーブルにあつては、第一号ロ(2)に掲げる要件に限る。)の全てを満たすものであることについて、総務大臣の定めるところにより総務大臣の証明を受けることができる。

2 信頼性向上施設整備事業

一 実施計画の認定の申請

実施計画の認定を受けようとする者は、様式第七号の申請書に様式第八号の実施計画書を添えて提出するものとする。

二 認定書の交付

総務大臣は、法第四条第三項に規定する認定をしたときは、その申請をした者に認定書を交付するものとする。

三 実施計画の変更に係る認定の申請

実施計画の変更に係る認定を受けようとする者は、様式第九号の申請書に実施計画の変更理由、変更箇所が記載された書類及び様式第八号の実施計画書を添えて提出するものとする。

四 変更認定書の交付

総務大臣は、法第五条第二項において準用する法第四条第三項に規定する認定をしたときは、その申請をした者に変更認定書を交付するものとする。

五 認定書及び変更認定書の返納

第二号及び第四号の規定に基づき認定書及び変更認定書の交付を受けた者は、法第五条第三項の規定により認定計画の取消しを受けたときは、当該認定書及び当該変更認定書を総務大臣に返納しなければならない。

六 認定申請書及び変更認定申請書の記載要領

様式第八号(3)の「施設名」については、整備する施設の種類を記載すること。

3 高度有線テレビジョン放送施設整備事業

一 実施計画の認定の申請

実施計画の認定を受けようとする者は、様式第十号の申請書に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 様式第十一号の実施計画書
- (2) 様式第十二号の設備仕様書
- (3) 様式第十三号の系統図、伝送路図
- (4) 様式第十四号の高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施スケジュール

二 認定書の交付

総務大臣は、法第四条第三項に規定する認定をしたときは、その申請をした者に認定書を交付するものとする。

三 実施計画の変更に係る認定の申請

実施計画の変更に係る認定を受けようとする者は、様式第十五号の申請書に第一号(1)から(4)までに掲げる書類を添えて提出するものとする。ただし、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

四 変更認定書の交付

総務大臣は、法第五条第二項において準用する法第四条第三項に規定する認定をしたときは、その申請をした者に変更認定書を交付するものとする。

五 認定書及び変更認定書の返納

第二号及び第四号の規定に基づき認定書及び変更認定書の交付を受けた者は、法第五条第三項の規定により認定計画の取消しを受けたときは、当該認定書及び当該変更認定書を総務大臣に返納しなければならない。

六 認定申請書及び変更認定申請書の記載要領

(1) 様式第十一号

- (i) (1)の「登録又は届出の番号及び年月日」については、放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二百二十六条第一項の規定に基づき一般放送の業務の登録を受けた放送事業者にあつては登録の番号及び年月日を、同法第三百三十三条第一項の規定による届出をした放送事業者にあつては届出の年月日を記載すること。
- (ii) (2)の「整備施設」の欄については、「光ファイバケーブル」、「デジタル送信用光伝送装置」、「受信用光伝送装置」、「デジタル放送番組送出装置」及び「その他」の施設ごとに記載すること。
- (iii) (3)の「外部資金」の欄には、外部資金の種類「社債」、「増資」等を記載すること。
- (iv) (4)①の「高度有線テレビジョン放送施設整備事業が行われる地域に関する事項」については、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与する観点から、高度有線テレビジョン放送施設の整備が特定の地域に偏らないように配慮し、需要動向等の地域の実情を勘案しつつ、高度有線テレビジョン放送施設を整備する地域の拡大等を図る観点から、事業が行われる地域に関する考え方を記載すること。
- (v) (4)②アの「国内標準への配慮」の欄については、有線テレビジョン放送施設間の相互接続性の確保等を図る観点から記載すること。
- (vi) (4)②イの「国際標準への配慮」の欄については、国際的な標準方式、国際電気通信連合

等の国際機関における検討状況等への配慮について記載すること。

- (vii) (4)②ウの「国際環境との調和の確保への配慮」の欄については、外国企業の生産した製品、開発した技術について、優れたものを積極的に採り入れ、国際経済の発展に貢献する等の観点から記載すること。

- (viii) (4)②エの「地域の振興又は整備に関する計画との調和」の欄については、地方公共団体が行う地域の情報化に係る取組等各種の地域の振興又は整備に関する計画との調和等に向けた考え方を記載すること。

- (ix) (4)②オの「その他」の欄については、道路に当該事業に係る施設の敷設を計画する場合における道路管理者との協議、道路占用の可能性に対する配慮等についての考え方を記載すること。

(2) 様式第十二号

整備施設について、その仕様を詳細に記載すること。なお、設備のパンフレット等設備の諸元を詳細に示す書類をもってこれに代えることができる。

(3) 様式第十三号

系統図（光ファイバケーブル、ヘッドエンド等）及び伝送路図（光ファイバケーブル）は、それぞれ分けて記載すること。

(4) 様式第十四号

複数年度にわたる場合は年度ごとに用紙を分けて記載すること。

(5) 様式第十五号

「省略した書類」については、省略した書類の項目番号を記載すること。

高度通信施設整備事業実施計画認定申請書

年 月 日

(総務大臣) 殿

郵便番号

ふりがな
住所
ふりがな
氏名

印

電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定により、高度通信施設整備事業の実施計画の認定を受けたいので、下記の資料を添えて申請します。

記

- 1 実施計画書（様式第二号）
- 2 設備仕様書（様式第三号）
- 3 ネットワーク構成図（様式第四号）
- 4 高度通信施設整備事業の実施スケジュール（様式第五号）
- 5 教育又は医療に関する業務に使用されるものであることが確認できる書類（学校等を管理する者との契約書の写し又はこれに準ずる書類）

実施計画書

(1) 事業の概要

(登録又は届出の番号及び年月日： 年 月 日 第 号) ※1

(実施時期： 年度～ 年度)

整備施設	機器・設備の設置場所	金額			提供しようとする 役務
		年度	年度	年度	
光 フ ァ イ バ ケ ー ブ ル 系	中継系				※2
	端 ぎ線ケーブル				
	末 配線ケーブル				
	引込線				
同期デジタル伝送装置					
端末系光端局装置					
光端末回線装置					
網内ルーター					
波長分割多重化装置					
デジタル加入者回線多重化装置					
デジタル加入者回線信号分離装置					
デジタル加入者回線サービス等提供 用附帯設備					
無線アクセス通信用無線設備					
無線アクセス通信用回線接続装置					
ケーブルモデム					
衛星インターネット通信用無線設備					
ファイアウォール装置					
ルーター又はスイッチ					
通信網制御装置					
複合通信用交換機					
複合通信変換装置					
IPバージョン6対応ルーター					
マルチサービス対応光伝送装置					
帯域制御型伝送装置					
電気通信事業者用IPアドレス変換 装置					
IPバージョン4/IPバージョン 6トランスレーター					
IPバージョン6対応V。IPサー バー					
IPバージョン6対応ネットワーク 管理装置					
サーバー用の電子計算機					※3
サーバー用のオペレーティングシス テム					
建物					—

記載上の注意

- ※1 電気通信事業者が高度通信施設整備事業を実施する場合のみ記載すること。この場合において、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定に基づき登録を受けた電気通信事業者にあつては登録の番号及び年月日を、同法第16条第1項の規定に基づき届出を行った電気通信事業者にあつては届出の年月日を記載すること。
- ※2 「高速デジタル伝送サービス」等、基本指針2-口(1)から(4)までに規定する役務に該当するもの及びその具体名を記載すること。
- ※3 「公共アプリケーション「教育分野」」又は「公共アプリケーション「医療分野」」と記載すること。

(2) 整備施設の内容

① 整備施設（施設名※²）

（金額の単位： 千円）

年 度	実施場所		単価	個数	総 額
年度	県	市			
		市			
		市			
	小	計			
		市			
		市			
	県	市			
		市			
		市			
	小	計			
		市			
		市			
県	市				
	市				
	市				
小	計				
	市				
	市				
県	市				
	市				
	市				
小	計				
	市				
	市				
県	市				
	市				
	市				
小	計				
	市				
	市				
県	市				
	市				
	市				
小	計				
	市				
	市				
県	市				
	市				
	市				
小	計				
	市				
	市				
合 計					

個数の算出基準	
---------	--

記載上の注意
 ※1 整備施設（光ファイバケーブル、同期デジタル伝送装置、ファイアウォール装置、ルーター又はスイッチ、サーバー用の電子計算機、サーバー用のオペレーティングシステム及び建物を除く。）を詳細に記載すること。
 ※2 整備する施設の種類を記載すること。

② 整備施設（光ファイバケーブル）

（金額の単位： 千円、距離の単位： m）

年 度	実施場所	中継系		端末系						総 額	
				き線ケーブル		配線ケーブル		引込線			
		単価	距離	単価	距離	単価	距離	単価	距離		
年度	県	市									
		市									
		市									
	小計										
		県	市								
		市									
	県	市									
		市									
		市									
	小計										
県		市									
市											
小計											
	計										
	計										
年度	県	市									
		市									
		市									
	小計										
		県	市								
		市									
	県	市									
		市									
		市									
	小計										
県		市									
市											
小計											
	計										
	計										
合 計											

記載上の注意
 ※ 整備施設（光ファイバケーブルに限る。）を詳細に記載すること。

③ 整備施設（同期デジタル伝送装置）

（金額の単位： 千円）

年 度	実施場所		モジュールA		モジュールB		モジュールC		総 額
			単価	個数	単価	個数	単価	個数	
年度	県	市							
		市							
		市							
	小	計							
		市							
		市							
	県	市							
		市							
		市							
	小	計							
市									
市									
県	市								
	市								
	市								
小	計								
	市								
	市								
計									
年度	県	市							
		市							
		市							
	小	計							
		市							
		市							
	県	市							
		市							
		市							
	小	計							
市									
市									
県	市								
	市								
	市								
小	計								
	市								
	市								
計									
合 計									

個数の算出基準

記載上の注意
 ※ 整備施設（同期デジタル伝送装置に限る。）を詳細に記載すること。

④ 整備施設（施設名※²）

ア 整備施設の目的及び必要性

目的 ()
 必要性 ()

イ 整備施設の提供する役務を受けようとする施設の詳細及び提供対象者（提供契約の相手方）

施設名 ()
 施設の住所 ()
 施設の利用する通信回線
 （配線盤の設置場所※³）
 整備完了予定時期 ()
 提供対象者 ()

ウ 整備施設の詳細

（金額の単位： 千円）

	設置場所	整備完了予定時期	単価	個数	総額
ファイアウォール装置					
ルーター又はスイッチ					
サーバー用の電子計算機					
サーバー用のオペレーティングシステム					

個数の算出基準	
---------	--

エ 公共アプリケーションサービスの詳細※⁴

- (i) サービスの名称 ()
- (ii) サービスの目的 ()
- (iii) サービスの提供者及び当該サービスの利用者 ()
- (iv) サービスの利用形態（教育の場合は学年及び教科、医療の場合は診療科目及び疾病等） ()
- (v) サービスの提供能力（最大同時アクセス可能数等） ()
- (vi) サービスの提供開始時期 ()
- (vii) 備考 ()

記載上の注意

※1 整備施設（ファイアウォール装置、ルーター又はスイッチ、サーバー用の電子計算機及びサーバー用のオペレーティングシステムに限る。）を詳細に記載すること。

※2 整備する施設の種類を記載すること。

※3 通信回線として用いる光ファイバケーブル（端末系）に係る配線盤の設置場所を記載すること。ただし、配線盤と光端末回線装置との間において一の芯線を二以上の者が共用する区間がある場合は、最終配線盤の設置場所を記載すること。

※4 サーバー用の電子計算機を整備する場合のみ記載すること。

⑤ 整備施設（建物）

（金額の単位： 千円）

年 度	実施場所	機械室の フロア面積比(%)	単価	個数	総 額
年度	県	市			
		市			
	小	市			
		計			
	県	市			
		市			
	小	市			
		計			
計					
年度	県	市			
		市			
	小	市			
		計			
	県	市			
		市			
	小	市			
		計			
計					
年度	県	市			
		市			
	小	市			
		計			
	県	市			
		市			
	小	市			
		計			
計					
合 計					

記載上の注意

※ 整備施設（建物に限る。）を詳細に記載すること。

(3) 資金の調達方法

(金額の単位： 千円)

	所要額	外部資金 () ※1	自己資金
年度			
年度			
年度			
合計			

(4) 設備の主要諸元等

設 備	伝送媒体※2	伝 送 速 度	
		低速インターフェース	高速インターフェース
同期デジタル 伝送装置	モジュールA		
	モジュールB		
	モジュールC		

設 備	ネットワーク側最高伝送速度
網内ルーター	Mbps

設 備	伝 送 速 度
波長分割多重化装置	Gbps (Gbps × 波長)

設 備	スループット
ファイアウォール装置	Mbps

設 備	最高伝送速度
ルーター又はスイッチ	ルーター Mbps
	スイッチ Mbps

設 備	中央処理装置の数	主記憶装置の容量	命令処理能力
通信網制御装置			
複合通信用交換機			
複合通信変換装置			

設 備	機 能	
サーバー用の電子計算機	中央処理装置	(プロセッサ名 (ナンバー、コア数)) × (プロセッサ数)
	主記憶装置の容量	
	補助記憶装置の容量	
	オペレーティングシステム	
	ネットワークインタフェース	

建物名	設 置 す る 設 備

記載上の注意

※1 外部資金の種類「社債」、「増資」等を記載すること。

※2 「光ファイバ」、「電波」等の別を記載すること。なお、電波の場合は使用周波数を併せて記載すること。

(5) 高度通信施設整備事業を行うに当たっての基本的な考え方

① 高度通信施設整備事業が行われる地域に関する事項^{※1}

--

② 高度通信施設整備事業の実施に関し配慮すべき重要事項

ア 電気通信サービスの提供に当たっての配慮 ^{※2}	
イ 国際標準への配慮等 ^{※3}	
ウ 国際環境との調和の確保への配慮 ^{※4}	
エ 地域の振興又は整備に関する計画との調和 ^{※5}	
(高度通信施設の利活用を促進するための具体的な取組) ^{※6}	
分野 ^{※7}	医療・保健・助産 福祉・介護 教育 行政 防災 交通 観光 その他 ()
内容 ^{※8}	
オ その他 ^{※9}	

記載上の注意

- ※1 高度通信施設の可及的速やかな全国的整備と地理的なデジタル・ディバイドの是正に向け、整備が特定の地域に偏らないように配慮し、需要動向等の地域の実情を勘案しつつ、高度通信施設を整備する地域の拡大等を図る観点から、事業が行われる地域に関する考え方を記載すること。
- ※2 家庭、中小企業、心身障害者等への配慮を含め、広く利用者の利益の向上等を図る観点から記載すること。
- ※3 国際的な標準方式、国際電気通信連合等の国際機関における検討状況等に配慮することにより、電気通信事業者間の相互接続性の確保等を図る観点から記載すること。
- ※4 外国企業の生産した製品、開発した技術について、優れたものを積極的に採り入れ、国際経済の発展に貢献する等の観点から記載すること。
- ※5 地方公共団体が行う地域の情報化に係る取組等各種の地域の振興又は整備に関する計画との調和等に向けた考え方を記載すること。
- ※6 地方公共団体が高度通信施設整備事業を実施する場合のみ、当該事業により整備される高度通信施設について公共分野における利活用の計画等を記載すること。
- ※7 高度通信施設の利活用を行う場合は該当する分野を丸で囲むこと。その他の場合は分野を記載すること。
- ※8 高度通信施設の利活用を促進するための具体的な取組について、対象地域、事業規模（対象人数等）を含めその内容を具体的に記載すること。
- ※9 道路に高度通信施設整備事業に係る施設の敷設を計画する場合における道路管理者との協議、道路占用の可能性に対する配慮等についての考え方を記載すること。

(6) 収支及び資産・負債・資本推移表

① 収支推移表

(金額の単位： 千円)

	年度	年度	年度
収入			
計			
支出			
計			
営業利益			
営業外収入			
営業外費用			
経常利益			
当期利益			

② 資産・負債・資本推移表

(金額の単位： 千円)

	年度	年度	年度
資産			
資産計			
負債			
計			
資本			
計			
負債・資本計			

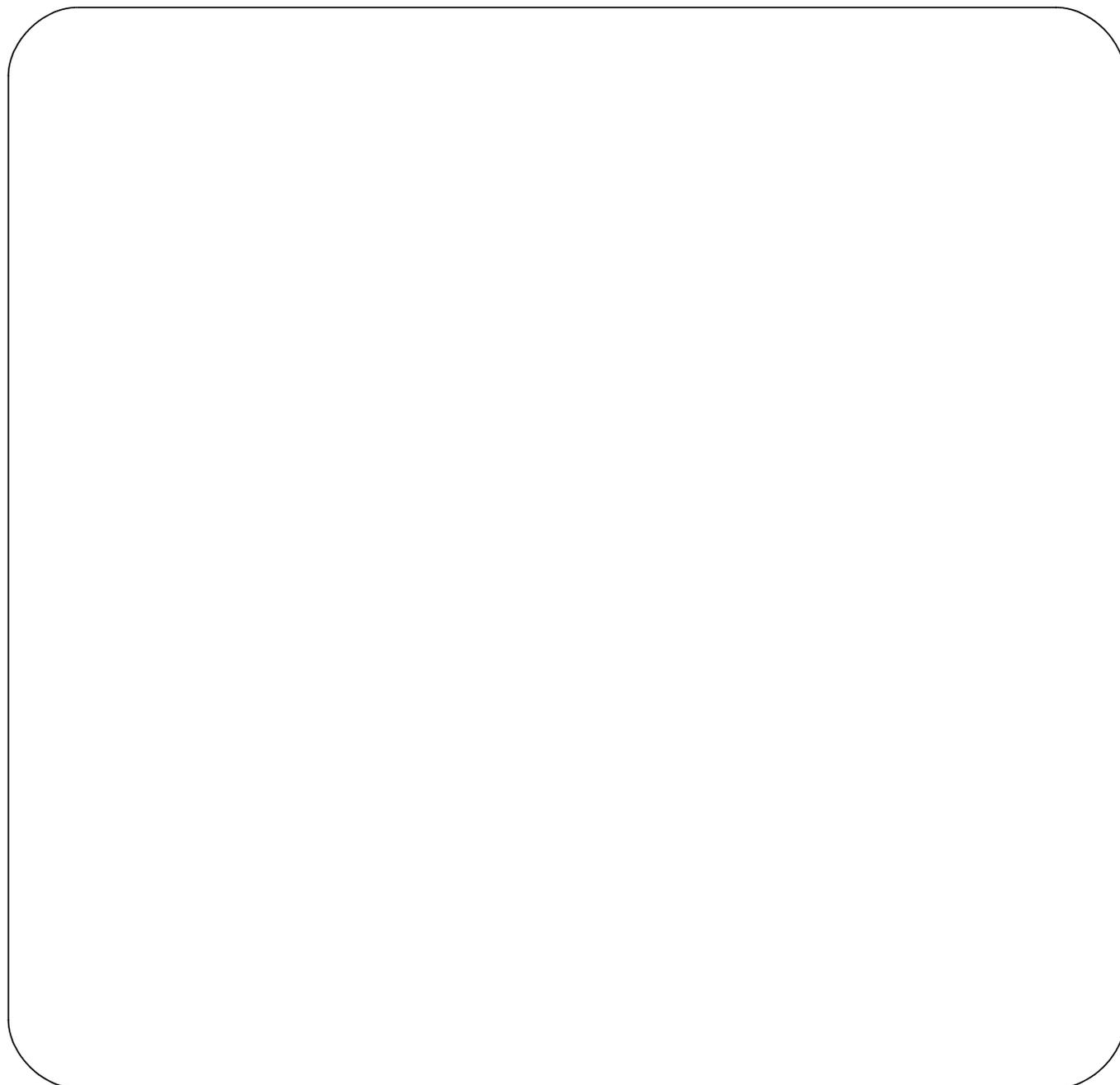
設備仕様書



記載上の注意

※ 整備施設について、その仕様を詳細に記載すること。なお、設備のパンフレット等設備の諸元を詳細に示す書類をもってこれに代えることができる。

ネットワーク構成図



記載上の注意

- ※1 各整備施設の設置状況がわかるように記載すること。
- ※2 光ファイバケーブルについては、配線盤及び最終配線盤の設置場所がわかるように記載すること。
- ※3 各整備施設がネットワークにより接続されていることがわかるように記載すること。
- ※4 他の電気通信事業者との相互接続点、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けてネットワークを構成する区間、地方公共団体が設置する設備に対し、電気通信事業者が電気通信役務を提供するための長期かつ安定的な使用権を設定することによりネットワークを構成する区間等がある場合は、その構成の概要をわかりやすく記載するとともに、当該他の電気通信事業者及び当該地方公共団体の名称を記載すること。
- ※5 一葉の用紙に記載できない場合には、全体の構成が把握できるよう、ネットワークの階層、地域その他適宜の区分に用紙を分けて記載すること。
- ※6 ネットワークの名称その他の参考となる事項を記載すること。

高度通信施設整備事業の実施スケジュール※

時期		スケジュール
年度	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	

記載上の注意

※ 複数年度にわたる場合は年度ごとに用紙を分けて記載すること。

高度通信施設整備事業実施計画変更認定申請書

年 月 日

(総務大臣) 殿

郵便番号

ふり がな

住 所

ふり がな

氏 名

印

電気通信基盤充実臨時措置法第5条第1項の規定により、高度通信施設整備事業の実施計画の変更に係る認定を受けたいので、下記の資料を添えて申請します。

記

- 1 実施計画書（様式第二号）
- 2 設備仕様書（様式第三号）
- 3 ネットワーク構成図（様式第四号）
- 4 高度通信施設整備事業の実施スケジュール（様式第五号）
- 5 教育又は医療に関する業務に使用されるものであることが確認できる書類（学校等を管理する者との契約書の写し又はこれに準ずる書類）
（省略した書類※）

記載上の注意

※ 省略した書類の項目番号を記載すること。

信頼性向上施設整備事業実施計画認定申請書

年 月 日

(総務大臣) 殿

郵便番号

ふりがな
住所
ふりがな
氏名

印

電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定により、信頼性向上施設整備事業の実施計画の認定を受けたいので、下記の資料を添えて申請します。

記

- 1 実施計画書（様式第八号）

実施計画書

(1) 事業の概要

事業名：信頼性向上施設整備事業

登録又は届出の番号及び年月日： 年 月 日 第 号

実施時期： 年度～ 年度

整備施設	事業の実施場所	金額（百万円）	備考
回線切替装置			
電気通信システム遠隔監視設備			
非常用無線装置			
非常用電源装置			
コンピュータウイルス監視装置			
高信頼伝送装置			
経路最適化装置			
高品質相互接続装置			
携帯電話用車載基地局			
とう道			
高信頼管路設備			
合 計			

(2) 資金の調達方法

(単位：百万円)

年度	所要額	外部資金			自己資金
年度					
年度					
年度					
合 計					

(3) 整備施設の概要

事業の実施場所（施設名^{※1}）

（金額単位：円）

年 度	実 施 場 所		個 数	金 額	
年 度	県				
	県				
	県				
	小 計				
	年 度	県			
県					
県					
小 計					
年 度		県			
	県				
	県				
	小 計				
	合 計				

個数の算出 根拠	
-------------	--

記載上の注意

※1 整備する施設の種類を記載すること。

(4) 信頼性向上施設整備事業を行うに当たっての基本的な考え方

- ・ 信頼性向上施設整備事業が行われる地域に関する事項

--

- ・ 信頼性向上施設整備事業の実施に関し配慮すべき重要事項

① 電気通信事業者間及び有線電気通信設備間の相互接続への配慮

② 国際標準への配慮

③ 国際環境との調和の確保への配慮

④ 地域の振興又は整備に関する計画との調和

⑤ その他

(5) 収支及び資産・負債・資本推移表

1. 収支推移表

(金額の単位：百万円)

	年度	年度	年度
収入			
計			
支出			
計			
営業利益			
営業外収入			
営業外費用			
経常利益			
当期利益			

2. 資産・負債・資本推移表

(金額の単位：百万円)

	年度	年度	年度
資産			
資産計			
負債			
計			
資本			
計			
負債・資本計			

信頼性向上施設整備事業実施計画変更認定申請書

年 月 日

(総務大臣) 殿

郵便番号
ふりがな
住所
ふりがな
氏名

印

電気通信基盤充実臨時措置法第5条第1項の規定により、信頼性向上施設整備事業の実施計画の変更に係る認定を受けたいので、下記の資料を添えて申請します。

記

- 1 実施計画の変更理由
- 2 実施計画の変更箇所
- 3 実施計画書（様式第八号）

高度有線テレビジョン放送施設整備事業実施計画認定申請書

年 月 日

(総務大臣) 殿

郵便番号
ふり がな
住 所
ふり がな
氏 名

印

電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定により、高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施計画の認定を受けたいので、下記の資料を添えて申請します。

記

- 1 実施計画書（様式第十一号）
- 2 設備仕様書（様式第十二号）
- 3 系統図（光ファイバケーブル、ヘッドエンド等）、伝送路図（光ファイバケーブル）（様式第十三号）
- 4 高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施スケジュール（様式第十四号）

実施計画書

(1) 事業の概要

(登録又は届出の番号及び年月日： 年 月 日 第 号) ※1

(事業の実施場所)

(実施時期： 年度～ 年度)

(事業の内容)

①事業区分

エリア拡張 / 既存設備の光化・デジタル化 / ループ化 / その他

②本事業により提供可能となるサービス等の概要

③対象世帯数

(2) 整備施設※2

(金額の単位：千円)

施設名	敷設数	金額		
		年度	年度	年度
光ファイバケーブル	km			
デジタル送信用光伝送装置 (うち光端局装置)	台			
受信用光伝送装置	台			
デジタル放送番組送出装置	台			
その他				
合計				

(3) 資金の調達方法

(金額の単位：千円)

	所要額	外部資金 () ※3	自己資金
年度			
年度			
年度			
合計			

記載上の注意

※1 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二百二十六条第一項の規定に基づき一般放送の業務の登録を受けた放送事業者にあつては登録の番号及び年月日を、同法第百三十三条第一項の規定による届出をした放送事業者にあつては届出の年月日を記載すること。

※2 「光ファイバケーブル」、「デジタル送信用光伝送装置」、「受信用光伝送装置」、「デジタル放送番組送出装置」及び「その他」の施設ごとに記載すること。

※3 外部資金の種別「社債」、「増資」等を記載すること。

(4) 高度有線テレビジョン放送施設整備事業を行うに当たっての基本的な考え方

① 高度有線テレビジョン放送施設整備事業が行われる地域に関する事項^{※1}

--

② 高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施に関し配慮すべき重要事項

ア 国内標準への配慮 ^{※2}
イ 国際標準への配慮 ^{※3}
ウ 国際環境との調和の確保への配慮 ^{※4}
エ 地域の振興又は整備に関する計画との調和 ^{※5}
オ その他 ^{※6}

記載上の注意

- ※1 高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与する観点から、高度有線テレビジョン放送施設の整備が特定の地域に偏らないように配慮し、需要動向等の地域の実情を勘案しつつ、高度有線テレビジョン放送施設を整備する地域の拡大等を図る観点から、事業が行われる地域に関する考え方を記載すること。
- ※2 有線テレビジョン放送施設間の相互接続性の確保を図る観点から記載すること。
- ※3 国際的な標準方式、国際電気通信連合等の国際機関における検討状況等に配慮する観点から記載すること。
- ※4 外国企業の生産した製品、開発した技術について、優れたものを積極的に採り入れ、国際経済の発展に貢献する等の観点から記載すること。
- ※5 地方公共団体が行う地域の情報化に係る取組等各種の地域の振興又は整備に関する計画との調和等に向けた考え方を記載すること。
- ※6 道路に当該事業に係る施設の敷設を計画する場合における道路管理者との協議、道路占用の可能性に対する配慮等についての考え方を記載すること。

(5) 収支及び資産・負債・資本推移表

① 収支推移表

(金額の単位： 千円)

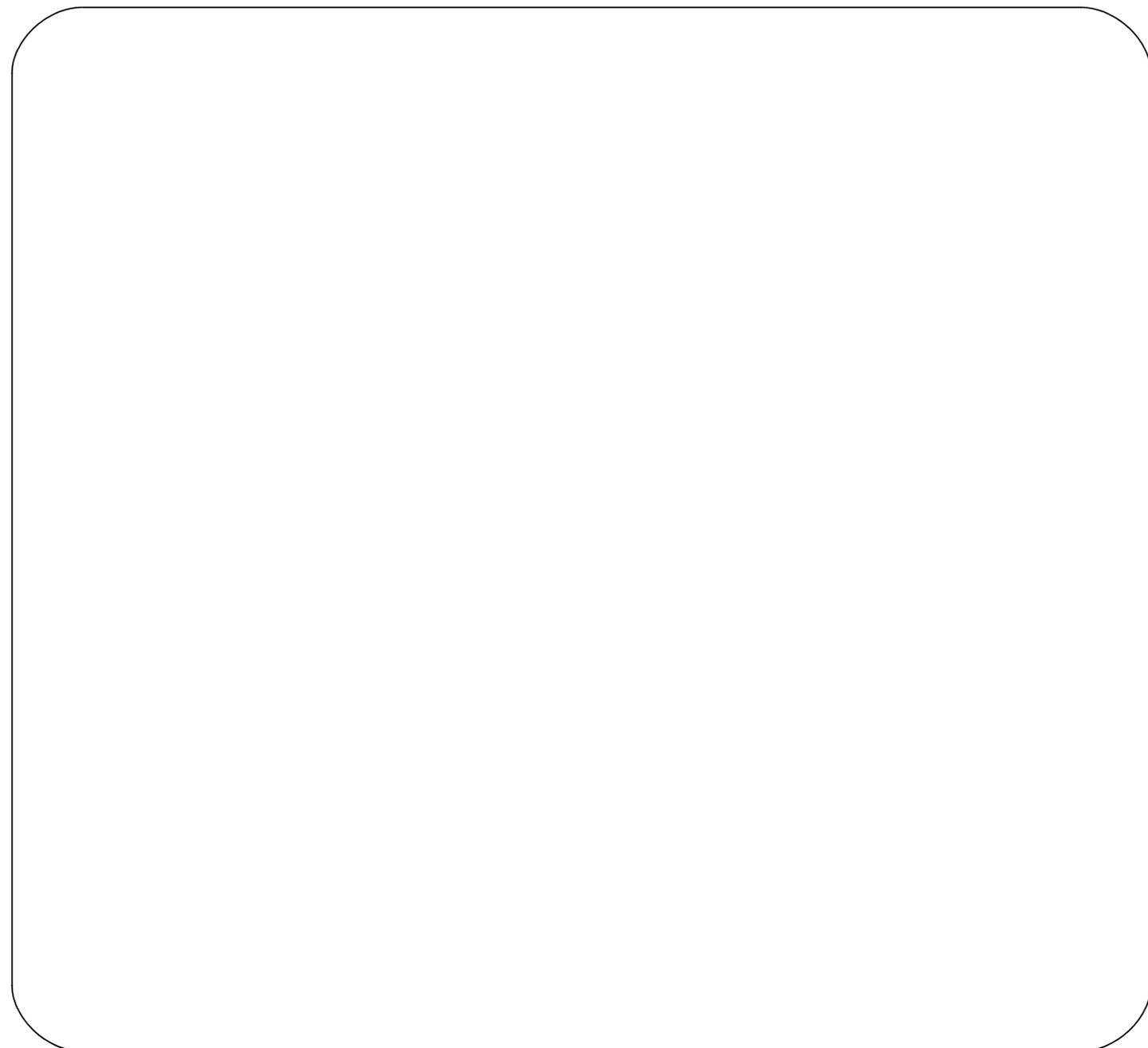
	年度	年度	年度
収入			
計			
支出			
計			
営業利益			
営業外収入			
営業外費用			
経常利益			
当期利益			

② 資産・負債・資本推移表

(金額の単位： 千円)

	年度	年度	年度
資産			
資産計			
負債			
計			
資本			
計			
負債・資本計			

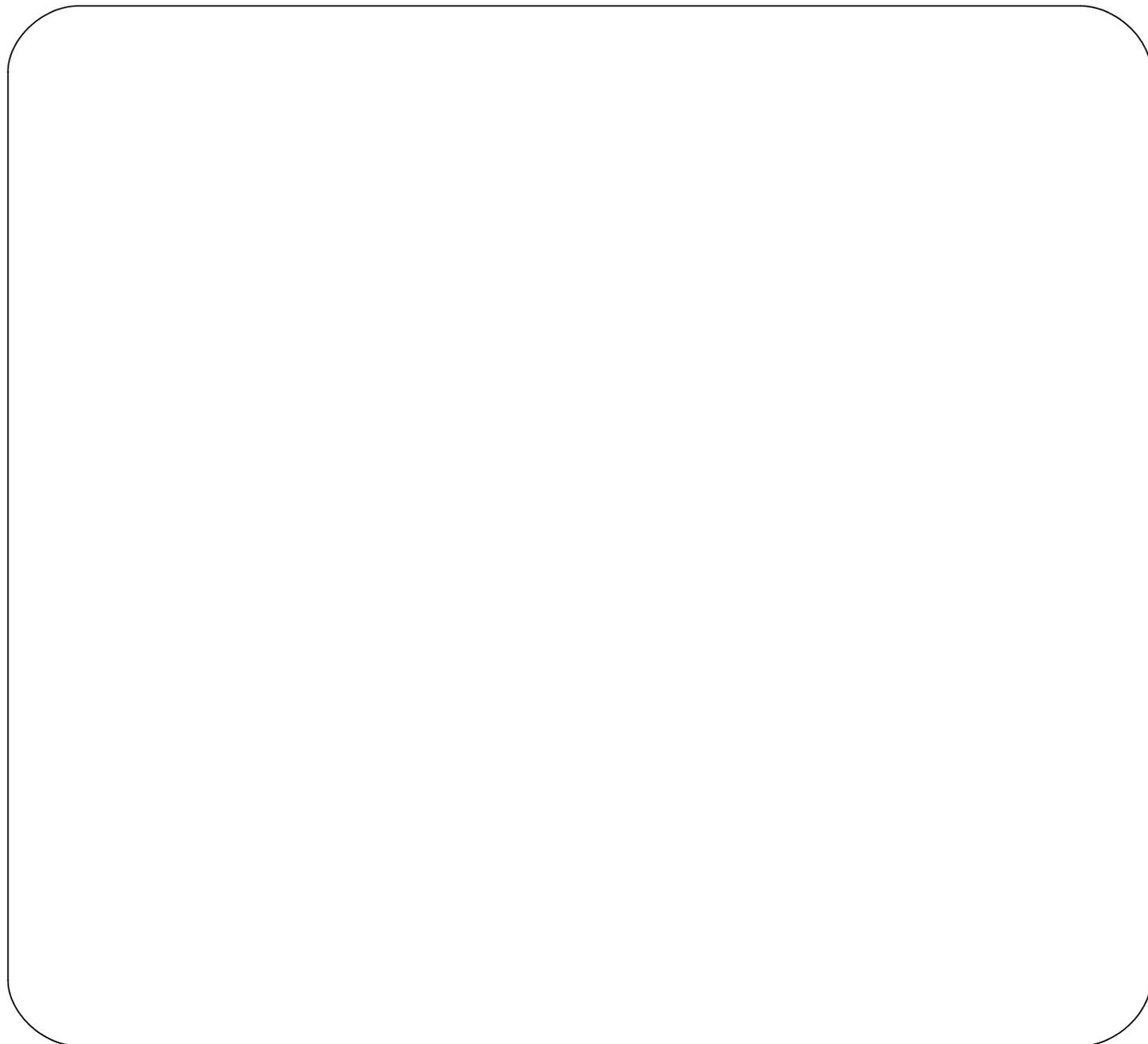
設備仕様書



記載上の注意

- ※ 整備施設について、その仕様を詳細に記載すること。なお、設備のパンフレット等設備の諸元を詳細に示す書類をもってこれに代えることができる。

系統図、伝送路図



記載上の注意

- ※ 系統図は光ファイバケーブル、ヘッドエンド等に分けて記載すること。
- ※ 系統図、伝送路図は、それぞれ分けて記載すること。

高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施スケジュール※

時期		スケジュール
年度	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	

記載上の注意

※ 複数年度にわたる場合は年度ごとに用紙を分けて記載すること。

高度有線テレビジョン放送施設整備事業実施計画変更認定申請書

年 月 日

(総務大臣) 殿

郵便番号

ふり がな
住 所
ふり がな
氏 名

印

電気通信基盤充実臨時措置法第5条第1項の規定により、高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施計画の変更に係る認定を受けたいので、下記の資料を添えて申請します。

記

- 1 実施計画書（様式第十一号）
- 2 設備仕様書（様式第十二号）
- 3 系統図（光ファイバケーブル、ヘッドエンド等）伝送路図（光ファイバケーブル）（様式第十三号）
- 4 高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施スケジュール（様式第十四号）

記載上の注意

※ 省略した書類の項目番号を記載すること。